基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

3　［略］

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

**第十七条**　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の一部改正）

**第四条**　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （連結の範囲）<br>**第三条**　前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第十一条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。<br>2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。<br>3　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。 | （連結の範囲）<br>**第三条**　前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第十一条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。<br>［項を加える。］<br>2　［同上］<br>3　［同上］ |

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の一部改正）

**第五条**　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第七号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （連結の範囲）<br>**第三条**　前条に規定する持株レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、 | （連結の範囲）<br>**第三条**　前条に規定する持株レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、 |